

作成日 2011年06月15日  
改定日 2017年12月28日

## 製品安全データシート

### 1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称 アセトン サフラニン-A  
会社名 バイオメリュー・ジャパン株式会社  
住所 〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-7  
赤坂溜池タワー2F  
担当部門 薬事部  
電話番号 03-6834-2666  
緊急時の電話番号 03-6834-2718  
FAX番号 03-6834-2667  
推奨用途及び使用上の制限 試薬

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

物理的・化学的危険 引火性液体 区分2  
健康に対する有害性 急性毒性(経口) 区分5  
急性毒性(経皮) 区分5  
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 区分2A-2B  
生殖毒性 区分1  
特定標的臓器・全身毒性(単回曝露) 区分1(中枢神経系、腎臓、全身毒性)  
特定標的臓器・全身毒性(単回曝露) 区分3(気道刺激性、麻酔作用)  
特定標的臓器・全身毒性(反復曝露) 区分2(血管、血液、肝臓、脾臓)  
吸引性呼吸器有害性 区分2  
上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

環境に対する有害性 水生環境急性有害性 区分外  
水生環境慢性有害性 区分外

#### GHSラベル要素 シンボル



注意喚起語 危険  
危険有害性情報 引火性液体及び蒸気  
飲み込むと有害のおそれ(経口)  
皮膚に接触すると有害のおそれ(経皮)  
強い眼刺激  
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
中枢神経系、腎臓、全身毒性の障害  
呼吸器系への刺激のおそれ  
長期又は反復曝露による血管、血液、肝臓、脾臓の障害のおそれ  
飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ  
眠気又はめまいのおそれ

#### 注意書き 安全対策

使用前に取扱説明書入手すること。

- すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
  - 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。
  - 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。
  - 火花を発生させない工具を使用すること。
  - 静電気放電に対する安全対策を講じること。
  - 容器を接地すること。アースをとること。
  - 涼しい所に置くこと。
  - 容器を密閉しておくこと。
  - ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
  - 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
  - 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
  - 指定された個人用保護具を使用すること。
  - 取扱い後はよく手を洗うこと。
  - この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- 救急措置**
- 火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。
  - 吸入した場合、新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
  - 皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
  - 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
  - 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
  - 飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
  - 直ちに医師に連絡すること。
  - 曝露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。
  - 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
  - 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。
- 保管**
- 施錠して保管すること。
  - 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。
- 廃棄**
- 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
イソプロピルアルコール	>75- $<80\%$	$C_3H_8O$	(2)-207		67-63-0
アセトン	>20- $<25\%$	$C_3H_8O$	(2)-542		67-64-1
サフラニン O	$<1.0\%$	$C_{20}H_{19}ClN_4$			477-73-6

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

労働安全衛生法 名称等を通知すべき危険物及び イソプロピルアルコール(政令番号: 有害物(法第57条の2、施行令第 494)(>75- $\leq$ 80%) 18条の2別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び アセトン(政令番号:17)(>20- $\leq$ 25%) 有害物(法第57条の2、施行令第 18条の2別表第9)

#### 4. 応急措置

吸入した場合	被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 直ちに医師に連絡すること。 医師の手当、診断を受けること。
皮膚に付着した場合	直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去ること。 直ちに医師に連絡すること。 皮膚を速やかに洗浄すること。 皮膚を流水またはシャワーで洗うこと。 医師の手当、診断を受けること。 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。
眼に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が持続する場合は、医師の手当、診断を受けること。
飲み込んだ場合	医師の手当、診断を受けること。 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
予想される急性症状及び遅発性症状	高濃度の曝露では、目、鼻、のどに刺激を引き起こす。 眠気、協調運動不能、唾液分泌過多、顔面紅潮、咳、めまい、し眠、頭痛、咽頭痛、意識喪失、吐気、嘔吐を引き起こす。 皮膚への長期曝露では、脱脂性があり、乾燥、ひび、皮膚炎を引き起こす。
応急措置をする者の保護	火気に注意する。有機溶剤用の防護マスクがあればそれを着用する。 救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。

#### 5. 火災時の措置

消火剤	小火災: 粉末消火剤、二酸化炭素、散水、耐アルコール性泡消火剤 大火災: 散水、水噴霧、耐アルコール性泡消火剤。
使ってはならない消火剤 特有の危険有害性	棒状注水 極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火する。 加熱により容器が爆発するおそれがある。 火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。 引火性の高い液体及び蒸気。

特有の消火方法

散水によって逆に火災が広がるおそれがある場合には、上記に示す消火剤のうち、散水以外の適切な消火剤を利用すること。

引火点が極めて低い：散水以外の消火剤で消火の効果がない大きな火災の場合には散水する。

危険でなければ火災区域から容器を移動する。

移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。

消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

消火を行う者の保護

消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

風上から消火する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。

関係者以外は近づけない。

漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。

作業者は適切な保護具(8. 曝露防止措置及び保護措置の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。

適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。

風上に留まる。

低地から離れる。

立ち入る前に、密閉された場所を換気する。

環境に対する注意事項

環境中に放出してはならない。

河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。

回収、中和

少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。

少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。

大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。

大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。

封じ込め及び浄化の方法・機材

危険でなければ漏れを止める。

漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。

二次災害の防止策

蒸気抑制泡は蒸気濃度を低下させるために用いる。

すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火災の禁止)。

蒸気発生が多い場合は、噴霧注水により蒸気発生を抑制する。

関係箇所に通報し応援を求める。

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 『8. 曝露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。  
 局所排気・全体換気 『8. 曝露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。  
 安全取扱い注意事項 使用前に使用説明書を入手すること。

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。  
 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。  
 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。  
 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
 取扱い後はよく手を洗うこと。  
 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。  
 接触、吸入又は飲み込まないこと。  
 眼に入れないこと。

接触回避 『10. 安定性及び反応性』を参照。  
 高温物、スパーク、火気を避け、酸化性物質、有機過酸化物との接触を避ける。

保管

技術的対策 保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりや不燃材料で作ること。  
 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。  
 保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。  
 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、適当なためますを設けること。  
 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

混触禁止物質 『10. 安定性及び反応性』を参照。  
 保管条件 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。－禁煙。

保管場所は、耐火構造、床は不浸透性のものとし、地下への浸透、外部への流出を防止する。  
 酸化剤から離して保管する。  
 容器は直射日光や火気を避けること。  
 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。  
 施錠して保管すること。

容器包装材料 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。  
 種々なプラスチックを侵すので使用を避ける。  
 国連容器包装等級2

8. 曝露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(曝露限界値、生物学的曝露指標)	
		日本産衛学会 (2010年版)	ACGIH (2010年版)

イソプロピルアルコール	200ppm	【最大許容濃度】 400 ppm 980mg/m <sup>3</sup>	TWA 200ppm STEL 400ppm
アセトン	500ppm	【最大許容濃度】 200ppm 470mg/m <sup>3</sup>	TWA 500ppm STEL 750ppm(2005)

**設備対策**

防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。  
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
 本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。  
 空気中の濃度を曝露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。  
 高熱工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度以下に保つために換気装置を設置すること。  
 「火気厳禁」、「関係者以外立入禁止」等の必要な標識を見やすい箇所に掲示すること。  
 安全管理のため状況に応じて、ガス検知器等を設置する。

**保護具**

呼吸器の保護具 必要に応じて個人用呼吸器保護具を使用すること。

手の保護具 保護手袋を着用すること。

眼の保護具 眼の保護具を着用すること。  
 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)、保護長靴、耐油性(不浸透性・静電気防止対策用)前掛け、防護服(静電気防止対策用)等、保護具を着用すること。

皮膚及び身体の保護具 保護衣、顔面用の保護具を着用すること。

**衛生対策**

取扱い後はよく手を洗うこと。  
 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。  
 製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

9. 物理的及び化学的性質

外観	物理的状態	液体
	色	赤色
臭い		特有の刺激臭
pH		8.7±0.1
融点・凝固点		データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲		データなし
引火点		-10.5°C
燃焼又は爆発範囲	下限	データなし
	上限	データなし
蒸気圧		データなし
蒸気密度(空気=1)		データなし
比重(密度)		データなし
溶解度		水に可溶
n-オクタノール／水分配		データなし
自然発火温度		データなし
分解温度		データなし
臭いのしきい(閾)値		データなし

蒸発速度(酢酸ブチル=1)		データなし
燃焼性(固体、ガス)		該当しない
粘度		データなし
動粘性率		データなし
10. 安定性及び反応性		
安定性		日光や空気にさらされると過酸化物質を生成し爆発性となる。 アセトンの入っている容器は、-9°C~15°C付近の温度で爆発性混合気を生成する。
危険有害反応可能性		強酸化剤と反応し、火災や爆発の危険性をもたらす。高温においてアルミニウムを腐食する。 無水クロム酸、過塩素酸ナトリウム、塩素酸ナトリウム、亜塩素酸ナトリウム、臭素酸ナトリウム、過酸化水素、硝酸、硝酸アンモニウムなど強酸化剤と激しく反応し、火災、爆発の危険性をもたらす。 塩酸の存在下、アセトンにクロロホルムを加えると高い発熱反応起こす。
避けるべき条件		高温 フレイム及びスパーク発生装置から遠ざける。
混触危険物質		強酸化剤、強アルカリ
危険有害な分解生成物		火災時の燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素などの有害ガスが発生する。
11. 有害性情報		
急性毒性	経口	ラット DL <sub>50</sub> /LD <sub>50</sub> 5045 mg/kg (RTECS)
	経口	ヒト DLLo/LDL <sub>o</sub> 3570 mg/kg (RTECS)
	経皮	ウサギ DL <sub>50</sub> /LD <sub>50</sub> 12800 mg/kg (RTECS)
	吸入(蒸気)	ラット CL <sub>50</sub> /LC <sub>50</sub> 46.5 mg/L/4h
皮膚腐食性・刺激性		ヒトでのボランティア及びアルコール中毒患者の治療のため皮膚適用した試験では刺激性を示さない。
眼に対する重篤な損傷・刺激性		強い眼刺激のため、GHS:区分2A-2Bに該当する。
呼吸器感受性		データなし
皮膚感受性		データ不足のため分類できない。
生殖細胞変異原性		データ不足のため分類できない。
発がん性		データ不足のため分類できない。
生殖毒性		生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い(区分2)
特定標的臓器毒性(単回曝露)		ヒトで鼻、のどへの刺激性が認められており、気道刺激性がある。中枢神経系、腎臓、全身毒性の障害があるため、GHS:区分1に該当する。 呼吸器への刺激のおそれがあるため、GHS:区分3にも該当する。 アセトンが区分3(麻酔作用)で、成分濃度合計が濃度限界(20%)以上のため、GHS:区分3(麻酔作用)「眠気やめまいのおそれ」に該当する。(区分3(麻酔作用)と判定するに専門家の意見を聞いていない。)
特定標的臓器毒性(反復曝露)		長期又は反復曝露による血管、血液、肝臓、脾臓の障害のおそれがあるため、GHS:区分2に該当する。

<p>吸引力呼吸器有害性</p>		飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれがある、GHS:区分2に該当する。
<p>12. 環境影響情報</p> <p>水生環境急性有害性</p> <p>水生環境慢性有害性</p>		データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。
<p>13. 廃棄上の注意</p> <p>残余廃棄物</p>		廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
<p>汚染容器及び包装</p>		容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
<p>14. 輸送上の注意</p>		
<p>国際規則</p>	<p>海上規制情報</p> <p>UN No.</p> <p>Proper Shipping Class</p> <p>Sub Risk</p> <p>Packing Group</p> <p>Marine Pollutant</p> <p>航空規制情報</p> <p>UN No.</p> <p>Proper Shipping Class</p> <p>Sub Risk</p> <p>Packing Group</p>	<p>IMOの規定に従う。</p> <p>1993</p> <p>FLAMMABLE LIQUID, N.O.S.</p> <p>3</p> <p>該当なし</p> <p>II</p> <p>Not Applicable</p> <p>ICAO/IATAの規定に従う。</p> <p>1993</p> <p>Flammable liquid, n.o.s.</p> <p>3</p> <p>該当なし</p> <p>II</p>
<p>国内規制</p>	<p>陸上規制</p> <p>海上規制情報</p> <p>国連番号</p> <p>品名</p> <p>クラス</p> <p>副次危険</p> <p>容器等級</p> <p>海洋汚染物質</p> <p>航空規制情報</p> <p>国連番号</p> <p>品名</p> <p>クラス</p> <p>副次危険</p> <p>等級</p>	<p>消防法の規定に従う。</p> <p>船舶安全法の規定に従う。</p> <p>1993</p> <p>その他の引火性液体</p> <p>3</p> <p>該当なし</p> <p>II</p> <p>非該当</p> <p>航空法の規定に従う。</p> <p>1993</p> <p>その他の引火性液体(他に品名が明示されているものを除く)</p> <p>3</p> <p>該当なし</p> <p>II</p>
<p>特別の安全対策</p>		<p>危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。</p> <p>移動の際に、転倒、衝撃、摩擦、圧壊、漏洩などを生じないようにする。</p>



運搬中に事故が発生した場合、その旨を直ちに保健所・警察署または消防機関に届出ると共に製造業者、荷送人等関係先に至急連絡をとり、指示を仰食品や飼料と一緒に輸送してはならない。  
輸送時にイエローカードを携帯する。

15. 適用法令

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)(イソプロピルアルコール、アセトン)

危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)

第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)(イソプロピルアルコール、アセトン)

廃棄物処理法

名称等を表示すべき有害物(法第57条の2、施行令第18条)(イソプロピルアルコール、アセトン)

特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4第1号)(廃油)(引火点70°C未満の消防法引火性液体)

労働基準法

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条・別表第1の2第4号1・平8労告33号)(アセトン)

消防法

第4類引火性液体、アルコール類(法第2条第7項危険物別表第1)

船舶安全法

引火性液体類(危規則第2、3条危険物告示別表第1)

航空法

引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)

緊急時応急措置指針番号

127

16. その他の情報

連絡先

バイオメリュー・ジャパン株式会社

参考文献

NITE GHS分類公表データ

EU CLP Regulation, AnnexVI

RTECS(2006-2009)

bioMerieux sa 製品MSDS (2009/12/24)

記載内容は、一般に入手可能な情報及び自社情報に基づいて作成しておりますが、現時点における化学又は技術に関する全ての情報が検討されているわけではありませんので、いかなる保証をなすものではありません。又、注意事項は、通常の取り扱いを対象としたものであります。特殊な取り扱いの場合には、この点のご配慮をお願いします。